

(県産品)

区分	内容	加算額	備考
農林水産物	三重県内で生産、収穫等されたものであること		
食品（加工食品等）	①商品の主要な原材料が三重県産であること ②商品の主要な原材料が県外産の場合は、その製造又は加工等を県内事業者が行っていること ①、②のいずれかを満たすもの	1TEUにつき1万円を加算	